

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

1 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

(1) 総務部

- ・ 非常通信体制の整備（防災行政無線の維持管理及び災害時優先電話の確保）に関すること。
- ・ 情報収集・提供体制の整備（固定電話、防災行政無線等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。

(2) 企画部

- ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）に関すること。
- ・ 情報収集・提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。

(3) 安全防災局

- ・ 国民保護協議会に関すること。
- ・ 関係機関（国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連携体制の整備に関すること。
- ・ 自主防災組織の支援に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（他部に属さないもの）に関すること。
- ・ 情報収集・提供体制の整備（他部に属さないもの）に関すること。
- ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
- ・ 避難施設の指定に関すること。
- ・ 生活関連等施設の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（他部に属さないもの）の安全確保に関すること。
- ・ 物資・資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他部との連絡調整に関すること。
- ・ 物資・資機材（他部に属さないもの）の備蓄に関すること。
- ・ 物資・資機材（LPガス）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。

(4) 県民部

- ・ 一般ボランティアに関すること。

- ・ 物資・資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関する事。
- (5) 環境農政部
- ・ 生活関連等施設（危険物質（農林水産省の所管に係る毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関する事。
 - ・ 物資・資機材（応急食糧）の調達体制の整備に関する事。
- (6) 保健福祉部
- ・ 福祉ボランティアとの連絡調整に関する事。
 - ・ 救援に関する医療関係団体等との調整に関する事。
 - ・ 生活関連等施設（危険物質（厚生労働省の所管に係る毒物・劇物及び毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関する事。
 - ・ 物資・資機材（毛布）の備蓄に関する事。
 - ・ 物資・資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関する事。
 - ・ 赤十字標章等の交付及び管理に関する事。
- (7) 商工労働部
- ・ 物資・資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関する事。
- (8) 県土整備部
- ・ 所管の輸送施設（道路、港湾）の把握に関する事。
 - ・ 生活関連等施設（ダム）の安全確保に関する事。
 - ・ ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事。
 - ・ 物資・資機材（建設資機材）の調達体制の整備に関する事。
- (9) 企業庁
- ・ ライフライン施設（上水道）の機能の確保に関する事。
 - ・ 物資・資機材（災害用、漏水用資機材）の備蓄に関する事。
 - ・ 物資・資機材（災害用、漏水用資機材）の調達体制の整備に関する事。
- (10) 病院事業庁
- ・ 物資・資機材（医薬品等）の備蓄に関する事。
 - ・ 物資・資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関する事。
- (11) 教育委員会
- ・ 学校における啓発に関する事。
- (12) 警察本部
- ・ 警備体制の整備に関する事。
 - ・ 交通規制に関する事。
 - ・ 治安に関する情報の収集に関する事。
 - ・ 防犯その他各種犯罪抑止活動に関する事。
 - ・ 生活関連等施設の安全確保に関する事。
 - ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。

2 県における体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に

万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）である知事との連絡体制を確立できるよう次の体制をとる。

ア 当直体制

安全防災局職員が県庁において平日の夜間及び休日の昼夜間に当直体制をとる。

イ 幹部職員の即時参集体制

安全防災局幹部職員が県庁周辺の職員公舎等において待機体制をとる。

さらに、安全防災局職員等は、常時、携帯電話等を携帯し、緊急参集できる体制をとる。

(2) 県の体制及び職員の配備基準

県は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、配備体制を定める。

区分	体制	配備基準	配備内容	
事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各部局総務課及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制	
	危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な対策を実施する体制	
事態認定後	本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各部局総務課及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な国民保護措置が実施できる体制
		危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制
	本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制

(3) 参集職員の所掌事務

県は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(4) 災害対策本部室の機能確保

県は、県対策本部となる災害対策本部室について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保する。また、災害対策本部室の代替施設である県総合防災センターについても必要な機能を確保する。

(5) 県警察における体制の整備

県警察は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から武力攻撃事態等の兆候等に関する情報の収集を行うほか、関係機関と連携した防犯活動等を通じて、各種犯罪抑止活動を行うなど治安の維持に努めるとともに、必要な体制を整備する。

3 市町村及び指定地方公共機関における組織・体制の整備

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。また、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化を図るよう努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、国民保護措置の実施に当たっては、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

県は、避難、救援、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

(3) 関係機関の連絡先の把握

県は、関係機関の連絡先について、随時、情報の更新を行う。なお、関係機関の連絡先は資料編に掲げているとおりである。

(4) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等を円滑に行えるよう、指定行政機関等と必要な連携を図る。

(2) 防衛庁・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行うなど、広域にわたる避難、物資及び資機材の提供、救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 近隣都県との連携

県は、広域にわたる避難や救援に関し、近接する東京都、山梨県及び静岡県並びに八都県市防災対策委員会の構成員である埼玉県及び千葉県との間で緊密な連携を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、県保健福祉事務所及び県衛生研究所は、上記の各都県との間で

円滑に情報の共有を図ることができるよう、緊密な連携を図る。

(3) 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を行うとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携

県は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、市町村との緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の内容、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の実施する国民保護措置と市町村の実施する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 市町村間の連携への支援

県は、近接する市町村が、国民保護措置について意見交換するための機会を設けるなど、市町村相互間の国民保護措置について整合性の確保を図るための支援を行う。

(4) 消防機関の応援態勢の整備

ア 県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

イ 県は、消防機関におけるNBC攻撃により発生する武力攻撃災害に対処可能な部隊数や資機材の所在について、把握する。

ウ 県は、市町村と連携し、消防団の充実・活性化を図るとともに、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

県は、指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 県は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

イ 県は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、資機材や食料等の備蓄などを企業に要請する。

ウ 県は、都市の市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、市町村と協力し、連携体制の確保に努める。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織の活性化の推進

県は、市町村とともに自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修を通じて組織の活性化を推進し、その充実を図る。

(2) ボランティア活動に対する支援

県は、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動に対する支援を行う。

7 市町村における関係機関との連携体制の整備

(1) 市町村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制を整備するものとする。

(2) 市町村は、自主防災組織が行う、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めるとともに、国民保護措置についての訓練の実施の促進に努めるものとする。

(3) 市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備するよう努めるものとする。

第3 通信の確保

1 県における通信体制の整備

県は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するために、防災行政通信網の整備等により、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。

県は、通信網の整備に当たっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、移動無線系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図る。

2 実践的な通信訓練の実施

県は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保

(1) 県は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。

(2) 県は、神奈川地区非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、連携を図る。

(3) 県は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報等情報の伝達を迅速かつ確実に行えるよう、各種通信手段の活用のための体制や設備の整備又は整備の促進を図るよう努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

また、県は、高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）に留意しながらデータベース（コンピュータでの情報集積）化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報の通知に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関

県は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、総務大臣から警報が通知をされたときに、知事が警報の伝達を行う学校、病院、駅、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(3) 市町村による警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき関係機関について、その連絡先、連絡方法等をあらかじめ定めておくものとする。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は県が収集した安否情報を円滑に整理、報告及び

提供することができるよう、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県は、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の収集について避難施設の管理者等に協力を要請する。

(3) 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報の収集、整理、報告及び提供を可能とする体制を整備するよう努めるものとする。

イ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、必要な準備をするよう努めるものとする。

4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 被災情報収集のための体制整備

県は、被災情報を収集又は整理し、関係機関、県民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を火災・災害等即報要領に基づき行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を速やかに県に報告するよう周知する。

(3) 市町村における被災情報の収集、整理、提供等に必要な準備

市町村は、被災情報を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

1 国民の権利利益の救済に係る体制整備

県は、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

2 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、県行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

3 市町村における国民の権利利益の救済に係る体制整備

市町村は、国民の権利利益の救済の手続について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

第6 研修及び訓練

1 研修

県は、県民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

(2) 訓練の形態

- ・ 図上訓練
- ・ 県対策本部の運営訓練
- ・ 情報受伝達訓練
- ・ 武力攻撃災害への対応訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 県は、具体的な事態を想定して訓練を行う。特に、県の地域特性である在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域、大都市及び石油コンビナート施設における措置を想定して訓練を行うよう努める。

イ 県は、訓練の実施に当たっては、消防機関、県警察、第三管区海上保安本部、自衛隊等との連携を図る。

ウ 県は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

エ 県は、図上訓練等を重ねることにより、県国民保護計画の検証を行う。

オ 県は、国民保護措置と防災の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

カ 県は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

キ 県警察は、必要に応じて交通規制を実施することにより、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

ク 知事は、住民の避難に関する訓練を行う場合は、必要に応じ住民に対し訓練への参加についての協力を要請する。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

(4) 市町村における訓練の実施

市町村は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実践的なものとするよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難及び救援に関する資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、また、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、マニュアル（要領）を整備するとともに、次に掲げるもののほか必要な資料を準備し、随時、更新を行う。

- ・ 県の地図
- ・ 人口分布
- ・ 道路網のリスト
- ・ 鉄道網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 収容施設候補地のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース（コンピュータでの情報集積）
- ・ 広域応援活動拠点のリスト
- ・ 墓地、火葬場等のリスト
- ・ 在日米軍、自衛隊施設等のリスト
- ・ 石油コンビナート施設等に関する資料
- ・ 生活関連等施設のリスト
- ・ 関係機関の連絡先

2 避難及び救援に関する調整

(1) 近隣都県との調整

県は、広域的避難における主要な避難経路及び県の区域を越える避難住民の対応について、近隣都県とあらかじめ調整を行う。

(2) 市町村の避難実施要領のパターン作成に対する助言

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たって、必要な助言を行う。この場合において、県警察は避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(3) 医療関係団体等との調整

県は、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国や医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療機関等の把握に努める。

(4) 電気通信事業者との調整

県は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者と調整を行う。

3 運送の確保に関する体制の整備

(1) 輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者、関東運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力及び道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。

また、県は、市町村が運送事業者と締結した協定等について、その内容を把握する。

(2) 運送経路の把握等

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災のための緊急交通路を参考にし、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

運送経路の把握に当たっては、武力攻撃事態等においては武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）に基づき国により道路等の利用調整が行われることがあることに留意する。防衛活動の拠点となる在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域においては、特に留意する。

また、県は、広域的避難に備えて近隣都県と必要な調整を行う。

(3) 運送事業者等との調整

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等と運送の実施体制について調整する。この場合において、大都市においては多数の避難住民の発生が見込まれることに留意する。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、県の区域（指定都市を除く。）において避難施設の指定を行う。

県は、避難施設の指定に当たっては、できるだけ多くの施設の確保に努める。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等

の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定する。ただし、大都市においては、国の対策本部長により直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示がなされることから、十分な避難施設の指定に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

知事は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により得る。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の状況の把握

県は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することができるよう、避難施設の状況を把握するよう努める。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定、避難誘導等を支援するため、避難施設の情報市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防機関等と連携し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(6) 大規模集客施設への協力要請

県は、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の通行人が一時的に留まることができるよう、市町村と連携し、大規模集客施設に対し、協力を要請する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努めるものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、市町村は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。

(2) 輸送力・輸送施設の把握

市町村は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行

うため、県と連携して市町村内の輸送力及び輸送施設についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。

(3) 市町村が実施又は補助する救援への備え

知事が救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができることされており、また、市町村長は、知事が行う救援を補助するとされていることから、市町村は、迅速に救援に関する措置を行い、又は補助することができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすもの、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるものであることから、次に掲げる生活関連等施設のうち県内に所在する生活関連等施設について、県が保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき状況を把握する。

国民保護法施行令		施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法）
	9号	事業用電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意

点」という。)を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知し、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、県が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル(要領)等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 生活関連等施設の管理者に対する支援

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、県警察が必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、必要な支援を行う。

3 市町村における生活関連等施設に関する平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え

1 ライフライン施設の機能の確保

県は、その管理する上下水道が県民生活に欠かすことができないことから、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

2 市町村及び指定地方公共機関におけるライフライン施設の機能の確保

市町村及び指定地方公共機関は、それぞれ管理する上下水道、工業用水道、ガスのライフライン（電気・ガス等の生活生命線）施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第5章 物資及び資機材の備蓄

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援を実施する際に必要な物資や資機材については、防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、県は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。また、国民保護措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、点検する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置の実施のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携の下で対応する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、避難や救援を実施する際に必要な物資及び資機材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、防災のための備蓄等を踏まえ、備蓄し、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材や、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等の備蓄・調達体制の整備については、国が備蓄・調達体制の整備等を行うとされていることから、県は、国の状況を踏まえ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国、市町村その他関係機関と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の相互供給体制を整備する。

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

また、市町村は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

第6章 啓発

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の内容

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、県民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、県は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から県民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

県は、国と連携して、県民に対し、広報誌紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行う。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、県民への啓発を行う。

(4) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発

(1) 住民がとるべき行動の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、市町村の協力を得つつ、啓発資料等を活用して県民への周知を図る。

また、県は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料等に基づき、県民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における啓発

市町村は、国、県と連携して住民に対し、様々な媒体等を活用して国民保護の重要性について啓発に努めるものとする。